



# 3千㎡以上の土地への土砂等の埋立て等は許可が必要です

## 規制の経緯

建設工事に伴い残土として発生した土砂の管理が不十分であるために、残土の崩落や流出事故が全国的に問題となつていきます。近年宮城県でも、民有地に積み上げられた土砂が河川区域に押し出され、河川管理や漁業に支障を来す恐れのある事案が発生しました。

しかし、残土については、残土の崩落・流出に対する住民の安全確保を主目的とした法令がこれまでありませんでした。

## 一定規模以上の土地への埋立て等は許可制に

そこで、同様の事態の発生を防止し、県民の安全・安心を確保するため、令和2年4月から「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

3千㎡以上の土地へ土砂等の埋立て等を行う場合は、県の許可が必要です。

※令和2年4月1日時点で、既に許可の対象となる土砂等の埋立て等を行っている方については、経過措置として、令和2年9月30日までに宮城県に許可の申請をする必要があります。

### 条例の概要

- 土砂等の埋立て等の行為に対する許可制度の採用
- 土砂等の埋立て等に関する基準の明確化
- 違反行為に対する行政処分及び罰則の規定
- 危険な埋立て等に対する土砂等搬入禁止区域の指定

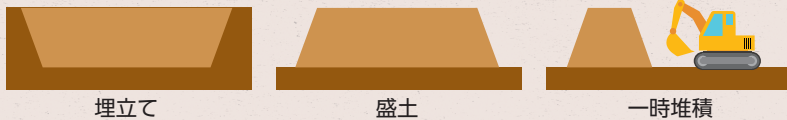


残土流出の状況

### 許可の対象となる土砂等の埋立て等

土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う土地の面積が3千㎡以上である場合は、許可の対象となります。堆積には、ストックヤードやいわゆる「仮置き」を含みます。

#### ○規制対象



#### × 規制対象外



### 許可の対象となる土砂等

土砂……砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土など  
土砂等…土砂に混入または付着している物や、再生土や改良土と称されるもの

### 許可の適用除外となる土砂等の埋立て等

- 同一区域内の土砂等を用いるもの
- 国、県、市町村等が発注し、または自ら行うもの
- 採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの
- 非常災害に必要な応急措置として行うもの
- 運動場や駐車場などの施設の機能を維持するために行うもの
- 施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂直距離が1未満のもの
- 陶器、ガラス、その他の製品を改造し、または加工する原材料(改良土等を除く)として使うもの

### 罰則等

許可なく土砂等の埋立て等を行った場合、2年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

また、土砂等の埋立て等が継続されることにより人の生命、身体、財産を害する恐れがあるときには、県は土砂等搬入禁止区域を指定することができ、指定された区域に土砂等を搬入した場合も罰則の対象となります。

問 循環型社会推進課

☎022(211)2467

✉junkanf@pref.miyagi.lg.jp

必要書類等、詳細資料はこちらからダウンロードできます

宮城県土砂条例

検索

